

第34回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

(事業報告)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(計算書類)

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

(監査報告)

計算書類に係る会計監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

ぷらっとホーム株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供の電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

当会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の
業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理及び法令遵守にかかる規程である「ぶらっとホーム・ビジネス・コード」を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT（情報システム）を活用して業務の効率化と業務目標の進捗状況をレビューできる体制を構築する。

⑤ **当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

企業集団が形成される場合は、グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は、管理部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

また、監査役は必要に応じて、社外の人材及び機関の補助を要請できるものとする。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて、監査役に対し法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

⑧ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

内部通報制度規程において、役職員が監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたことを理由として解雇その他のいかなる不利益取扱いを受けないことを明記する。

⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当会社に対し費用又は債務の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ **その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**
監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は行動規範である「ぷらっとホーム・ビジネス・コード」を制定し、入社時に教育を行うとともに、年1回全社員向けに周知し、遵守の徹底を図っております。

COO 兼 内部監査室長、常勤監査役、管理本部長、管理部長などからなるコンプライアンス委員会を毎月1回開催し、法令遵守、リスク管理、内部通報等についてモニタリングを実施しており、年1回定期的又は随時に社長に報告するとともに、重要な事項について、取締役会に報告しております。

監査役は、取締役会及びコンプライアンス委員会への出席や稟議書等重要な書類の閲覧により、監査に係る必要な情報を入手しております。また、適宜使用人と面談を行うとともに、会計監査人、内部監査室及び代表取締役社長との間でそれぞれ定期的に意見交換を行っております。

当社子会社については、上記の体制に組み入れ、当社管理部によるモニタリングを実施しております。また、当社取締役が子会社の取締役を兼任しており、損益状況等を当社取締役会に報告しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	100,000	570,715	△232,471	△22,767	415,475
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			22,628		22,628
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	—	—	22,628	—	22,628
当連結会計年度末 残 高	100,000	570,715	△209,843	△22,767	438,103

	新株予約権	純資産合計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	1,235	416,711
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		22,628
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	6,227	6,227
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	6,227	28,856
当連結会計年度末 残 高	7,463	445,567

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 連結子会社の名称 Things Revolution株式会社

2025年7月30日に当社の完全子会社として設立したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 商品、製品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金

製品の無償保証期間中の修理費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

イ. ネットワーク事業

製商品（仕入商品及び自社製品）の国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間（出荷時から顧客による検収時までの期間）が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

自社製品に係る有償サポートサービスについては、当該契約期間にわたって均等に収益を認識しております。

他社のライセンス及び保守・サポートの仕入販売については、取引内容を勘案して収益を認識しております。

ロ. ネットワーク事業及びWeb3事業

受託開発契約及び技術サポートサービスについては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、発生した費用と同額を収益として認識する原価回収基準によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 59,076千円

原材料 358,790

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価は、移動平均法による原価法を採用しており、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

正味売却価額は、販売実績や製商品需要等から今後の販売数量や処分価格を見込んだうえで算定しております。実際の販売数量等が想定を下回った場合には、追加の評価損の計上が必要になる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 7,311千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,785,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、運転資金は全て自己資金によっており、借入金はありません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングし与信限度額の見直しを行っております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に財務諸表を入手し、財務状況等を把握しております。敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づく敷金及び営業保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、担当部署において適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性を維持することにより当該リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,400千円）は、次表には含まれておりません。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	47,747	46,701	△1,046
資産計	47,747	46,701	△1,046

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	212,512	—	—	—
売掛金	146,736	—	—	—
敷金及び保証金	—	47,747	—	—
合計	359,249	47,747	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	—	46,701	46,701
資産計	—	—	46,701	46,701

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

時価は、償還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	ネットワーク事業	We b 3 事業	
収益認識の時期			
一時点で移転される財及びサービス	1,135,349	4,360	1,139,709
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	128,668	30,568	159,237
顧客との契約から生じる収益	1,264,018	34,928	1,298,947
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,264,018	34,928	1,298,947

（注）従来、コンピューター関連製商品とサービス等を提供する単一セグメントとしておりましたが、We b 3 事業の本格化・事業化に備えて子会社を設立したことに伴い、当連結会計年度より「ネットワーク事業」と「We b 3 事業」の2区分に変更いたしました。

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

製商品、受託開発契約、技術サポートサービス並びに他社のライセンス及び保守・サポートについての履行義務の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領し、自社製品に係る有償サポートサービスについての履行義務の対価は、契約の開始時から1年以内に受領しており、履行義務の

対価には重要な金融要素を含んでおりません。

また、顧客との個々の契約における金額が、独立販売価格と著しく異ならないと認められる場合には複数の契約を結合せず、個々の契約において定められている金額に従って収益を認識しております。

なお、セット販売したものは、取引価格の算定について、顧客との契約において約束された対価を独立販売価格に基づき配分して算定しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	105,474千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	146,736
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	449
契約負債（期首残高）	134,684
契約負債（期末残高）	194,709

契約資産は、主に顧客との契約において履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益のうち、未回収の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。

契約負債は、製商品、有償サポートサービス及び受託開発契約等を顧客に移転する前に支払条件に従い、顧客から対価を受け取った前受金であります。連結計算書類上、契約負債は「前受金」に計上しております。

当連結会計年度において認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、63,321千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、自社製品の有償サポートサービスや技術サポートサービスに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は232,024千円であります。当該残存履行義務は、期末日後1年以内に約47%、その後5年以内に約52%が収益として認識されると見込んでおります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、一時点で移転される財及びサービスについては、当初に予想される契約期間が1年以内のため、実務上の便法を適用し、注記の対象に含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 92円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円77銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	782,289	流 動 負 債	379,222
現 金 及 び 預 金	183,774	買 掛 金	136,318
売掛金及び契約資産	147,186	未 払 金	9,826
商 品 及 び 製 品	59,076	未 払 費 用	7,880
仕 掛 品	36	未 払 法 人 税 等	3,800
原 材 料	358,790	前 受 金	194,709
前 渡 金	13,903	預 り 金	2,777
前 払 費 用	11,523	賞 与 引 当 金	23,617
そ の 他	7,996	製 品 保 証 引 当 金	293
固 定 資 産	80,776	固 定 負 債	37,011
有 形 固 定 資 産	1,435	退 職 給 付 引 当 金	28,511
工 具、器 具 及 び 備 品	1,435	資 産 除 去 債 務	8,500
無 形 固 定 資 産	193	負 債 合 計	416,234
ソ フ ト ウ ェ ア	193	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	79,147	株 主 資 本	439,367
投 資 有 価 証 券	1,400	資 本 金	100,000
関 係 会 社 株 式	30,000	資 本 剰 余 金	570,715
敷 金 及 び 保 証 金	47,747	そ の 他 資 本 剰 余 金	570,715
		利 益 剰 余 金	△208,579
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△208,579
		繰 越 利 益 剰 余 金	△208,579
		自 己 株 式	△22,767
		新 株 予 約 権	7,463
		純 資 産 合 計	446,831
資 産 合 計	863,065	負 債 純 資 産 合 計	863,065

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,298,947
売 上 原 価	736,721
売 上 総 利 益	562,225
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	548,707
営 業 利 益	13,518
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	528
受 取 配 当 金	436
補 助 金 収 入	15,088
そ の 他	91
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	1,971
経 常 利 益	27,692
税 引 前 当 期 純 利 益	27,692
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,800
当 期 純 利 益	23,892

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	100,000	570,715	△232,471	△22,767	415,475
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			23,892		23,892
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	23,892	—	23,892
当 期 末 残 高	100,000	570,715	△208,579	△22,767	439,367

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	1,235	416,711
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益		23,892
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	6,227	6,227
当 期 変 動 額 合 計	6,227	30,120
当 期 末 残 高	7,463	446,831

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - 其他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ①商品、製品、原材料
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
 - ②仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
定率法によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 2～20年
 - ②無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の無償保証期間中の修理費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

①ネットワーク事業

製商品（仕入商品及び自社製品）の国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間（出荷時から顧客による検収時までの期間）が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

自社製品に係る有償サポートサービスについては、当該契約期間にわたって均等に収益を認識しております。

他社のライセンス及び保守・サポートの仕入販売については、取引内容を勘案して収益を認識しております。

②ネットワーク事業及びWeb3事業

受託開発契約及び技術サポートサービスについては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、発生した費用と同額を収益として認識する原価回収基準によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	59,076千円
原材料	358,790

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価は、移動平均法による原価法を採用しており、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

正味売却価額は、販売実績や製商品需要等から今後の販売数量や処分価格を見込んだうえで算定しております。実際の販売数量等が想定を下回った場合には、追加の評価損の計上が必要になる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 7,311千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 39,090株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	306,908千円
退職給付引当金	10,093
賞与引当金	8,360
棚卸資産	6,347
研究開発費	5,864
資産除去債務	3,009
減損損失	1,662
その他	1,953
繰延税金資産小計	344,199
評価性引当額	△344,199
繰延税金資産合計	—

6. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 92円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5円03銭 |

(注) 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

ぷらっとホーム株式会社
取締役会 御中

そ う せ い 監 査 法 人
東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公認会計士 久 保 田 寛 志
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 大 高 宏 和
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ぷらっとホーム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上